

課題解決実践・協働事業実施要綱

1 目的

本事業は、「広がれ、助け合いの輪！みやざき交流集会」や「Branch Meeting」等をとおして、地域福祉コーディネーターとも連携しながら、制度の狭間にある課題等の解決に向けて、多様な機関・団体等が連携して取り組む事業に助成することにより、その取組の活性化を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等とする。

3 事業内容

- (1) 子ども・子育て家庭の支援に関する事業
- (2) 若者・生活困窮者の支援に関する事業
- (3) 障がい者の支援に関する事業
- (4) 多問題家族の支援に関する事業
- (5) 高齢者の支援に関する事業
- (6) 非行・刑余者の支援に関する事業
- (7) 地域の担い手の育成や住民参加の促進に関する事業
- (8) 地域の活性化に関する事業
- (9) 地域共生社会の実現に資する事業
- (10) その他制度の狭間にある課題に関して本会が必要と認める事業

4 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業は、原則として複数機関・団体による連携事業（連携先には民間企業や大学も含む）に対し助成するものとする。
- (2) 複数の市町村をまたがっての実施や、実施主体となる市町村内において特定実施地域を定めて実施することも可能とする。
- (3) 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められない。

5 指定箇所数及び助成金額

3か所程度、1か所あたり100千円以内

6 事業実施期間

原則として当年度末までの実施とする。ただし、事業の実施状況によっては複数年間の実施を認める場合がある。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。